

## 第九管区海上保安本部公示第9号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月10日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所

住 所 富山県富山市牛島新町 11-3

名 称 第九管区海上保安本部

住 所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

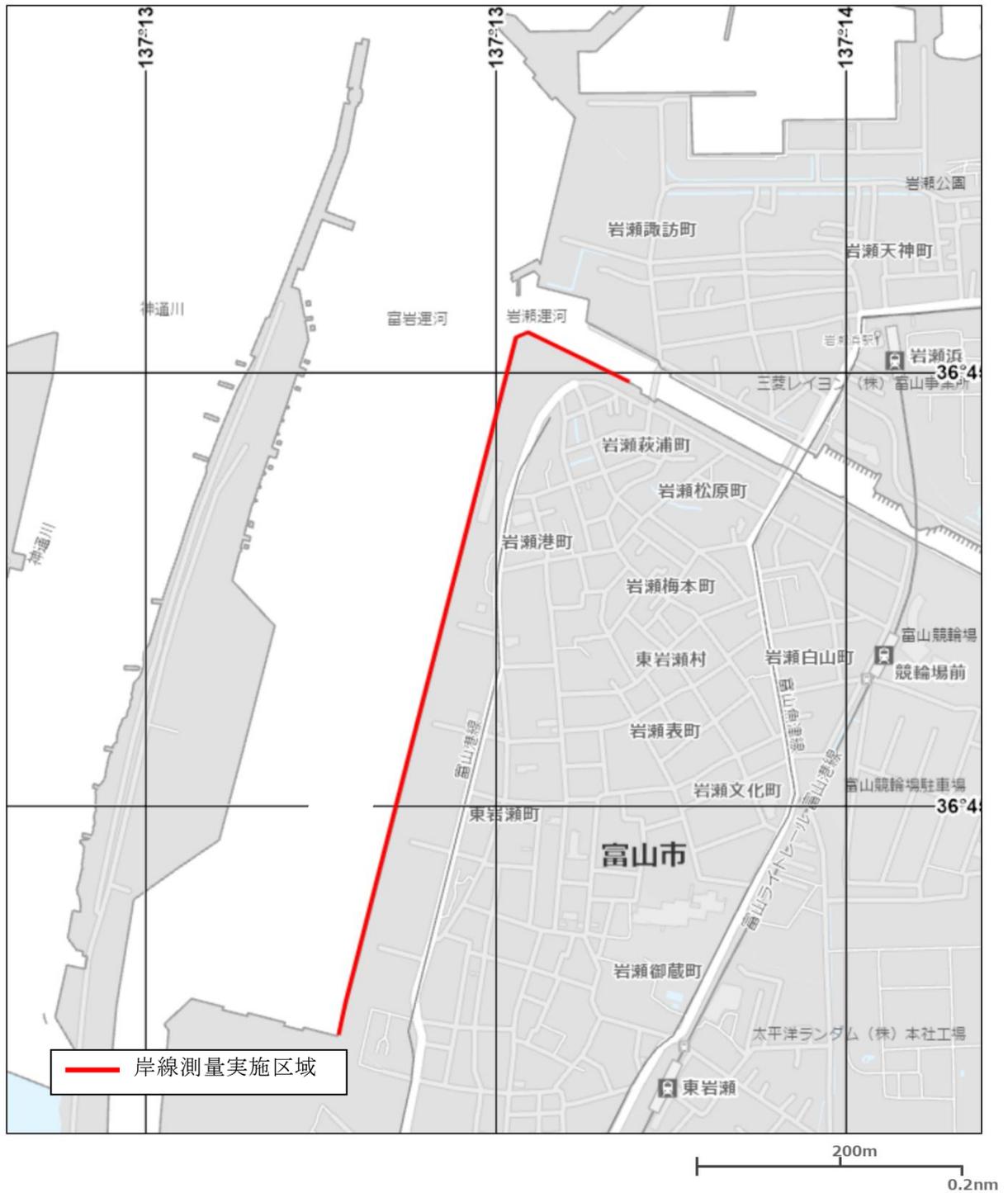
区 域 伏木富山港富山区（付図に示すとおり）

期 間 令和8年3月11日から3月23日までのうち1日間

### 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、岸線測量を行う。

測 量 区 域



経緯度線\*\*

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成  
[海上保安庁 (JCG) /Esri Japan]